

## 第2子以降の「放課後児童クラブ利用料」の助成拡大 ～子育て世帯への経済的支援を充実～

焼津市では、子育て世代への経済的支援を拡充し、子どもたちの健やかな育ちを支援します。



### 1 従来の多子世帯への助成

放課後児童クラブの利用料は、これまで複数児童が同時利用している世帯について、第2子以降の利用料を半額としていました。

### 2 令和7年度からの拡充内容

#### (1) 第2子以降の利用料 **県内初** **市独自**

県内初の市独自の支援策として、第2子以降の利用料を「小学校3年生以下は無料」、「小学校4年生以上は半額」とします。

#### (2) 利用料軽減にかかる子どものカウント方法 **市独自**

第1子が中学生以上など放課後児童クラブ利用の有無にかかわらず、市独自の支援策として第1子としてカウントします。

### 【放課後児童クラブ利用料減額制度のイメージ】

		令和6年度	令和7年度
中学生以上またはクラブを利用していない		【第1子】 カウントせず	【第1子】 第1子としてカウント
クラブを利用している小学生	4～6年	【第2子】 第1子としてカウント 利用料全額（月額10,000円）	【第2子以降】 利用料半額（月額5,000円）
	1～3年	【第3子以降】 利用料半額（月額5,000円）	
			【第2子以降】 利用料無料（月額0円）

※おやつ代、教材代、長期休暇加算等は対象外。

問合先 焼津市教育委員会事務局 学校福祉部 家庭支援課 植村  
TEL054-631-6978 FAX054-626-2188